

目 次

- 〈令和2年分〉年末調整作業手順・チェックポイント
- 早見表による控除額の求め方の例示
- 令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表
- 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表
- 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表

改正点… 3

○本年の源泉徴収等に関する改正点 …… 3

- 令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 …… 16
- 令和2年分の所得税額の速算表 …… 25
- 令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表 …… 26
- 令和2年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表 …… 29
- 年齢早見表（令和2年用） …… 30

（参考）

- ・給与の税額計算で月額表等を使用する場合の「扶養親族等の数」の求め方の例示 …… 31
- ・（令和2年分）給与所得の源泉徴収税額表・月額表 …… 32
- ・（令和2年分）給与所得の源泉徴収税額表・日額表 …… 40
- ・（令和2年分）源泉徴収のための退職所得控除額の表 …… 48
- ・（令和2年分）退職所得の源泉徴収税額の速算表 …… 49
- ・（令和2年分）退職所得に係る住民税の特別徴収税額 …… 50

第1部 年末調整の仕方

■第1 年末調整に当たって心得 …… 51

- 1 年末調整を行う理由 …… 51
- 2 年末調整の実施時期 …… 54
- 3 年末調整の対象となる人とならない人 …… 55
- 4 年末調整に必要な税額表、用紙類の準備 …… 60
- 5 年末調整の事務手順 …… 62

■第2 年税額の計算のための準備 …… 67

- 1 諸控除額の確認 …… 67
 - (1) 生命保険料控除額の確認 …… 68
 - (2) 地震保険料控除額の確認 …… 82
 - (3) 社会保険料控除額の集計と確認 …… 89
 - (4) 小規模企業共済等掛金控除額の集計と確認 …… 94
 - (5) 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の確認 …… 97
 - (6) 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの確認 …… 105
 - (7) （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の確認 …… 125
- 2 本年分の給与の金額と徴収税額の集計 …… 153

■第3 年税額の計算方法 …… 160

■第4 過不足額の精算 …… 162

- 1 過納額の精算方法 …… 163
- 2 不足額の精算方法 …… 168
- 3 年末調整をやり直す場合の税額の精算方法 …… 170

■第5 年末調整の計算例 …… 177

- 1 源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族が2人いる人の場合 …… 178
- 2 独身者の場合 …… 180
- 3 申告による社会保険料（国民年金保険料）がある人の場合 …… 182
- 4 扶養親族の中に同居特別障害者がいる人の場合 …… 184
- 5 給与の金額が比較的高額で老人扶養親族がいる人の場合 …… 186

給与所得金額の算出表… 16

諸控除額の確認… 67

精算… 162

計算例… 177

機械算… 218

法定調書… 246

実務解答… 286

6	配偶者に内職収入がある人の場合	188
7	寡婦に該当する人の場合	190
8	ひとり親に該当する人の場合	192
9	賞与で年末調整を行い、後で支払う給与の支払額が見積額と異なった人の場合	194
10	年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける人の場合	196
11	中途就職者（前職の給与あり）の場合	198
12	給与の総額が2,000万円を超える人の場合	200
13	年末調整後に障害者控除の適用を受ける場合	202
14	年末調整後に給与の追加払を受けた人（同居老親等のいる人）の場合	204
15	年末調整後に給与の追加払を受けた人（独身者）の場合	206
16	年の中途中で退職した人（パート）の場合	208
17	年の中途中で死亡した人の場合	210
18	年の中途中で出国して非居住者となった人の場合	212
19	年の中途中で帰国して居住者となった人の場合	214
20	不足額について徴収繰延べを受ける人の場合	216

■第6 機械計算による年末調整のための

年税額の計算方法

1	機械計算による年末調整の概要	218
2	給与の総額の整理（年調給与額の求め方）	219
3	給与所得控除後の給与等の金額の計算	220
4	所得控除額の計算	222
5	課税給与所得金額の計算	225
6	年調年税額の計算	226
7	機械計算による年末調整の計算例	227
◎(令和2年分)電子計算機等を使用して 源泉徴収税額を計算する方法の特例		229

■第7 年末調整終了後の事務

1	不足額の納付	236
2	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成及び提出	237

第2部 1月の源泉徴収事務

■第1	扶養控除等申告書の取りまとめ	238
■第2	源泉徴収簿の作成	238
■第3	法定調書の作成及び提出	246
1	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書（個人別明細書））	246
2	退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）	262
3	公的年金等の源泉徴収票	266
4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	269
5	不動産の使用料等の支払調書	274
6	法定調書合計表及び給与支払報告書（総括表）	277
7	光ディスク等による支払調書等の提出	284
8	源泉徴収票等の電子交付	285
1	はじめての人にもよくわかる年末調整実務問答	286
2	給与の支払を受ける人の確定申告	325
3	賞与に対する源泉徴収税額の計算方法	333
4	住民税の特別徴収	339

（注） 本書は、令和2年9月1日現在の法令によっています。

■ 本年の源泉徴収等に関する改正点

令和2年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）は、令和2年3月27日に可決・成立し、3月31日に公布されました。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律が4月30日に公布・施行されました。

これらの改正のうち源泉所得税関係については、次のような改正が行われています。

なお、本改正点の末尾に平成30年度の税制改正により令和2年から適用される主なもの等を掲げましたので、参考にしてください。

1 ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直し

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。

これらの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

なお、令和2年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では改正前の控除が適用され、年末調整では改正後の控除が適用されます。

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

イ 居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除することとされました。

- ① その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下）を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる次に掲げる者がいないこと。

a その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

b その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

ロ 上記イのひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされました（令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます。）。

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました。

イ 扶養親族を有する寡婦についても、上記(1)イ②の要件が追加されました。

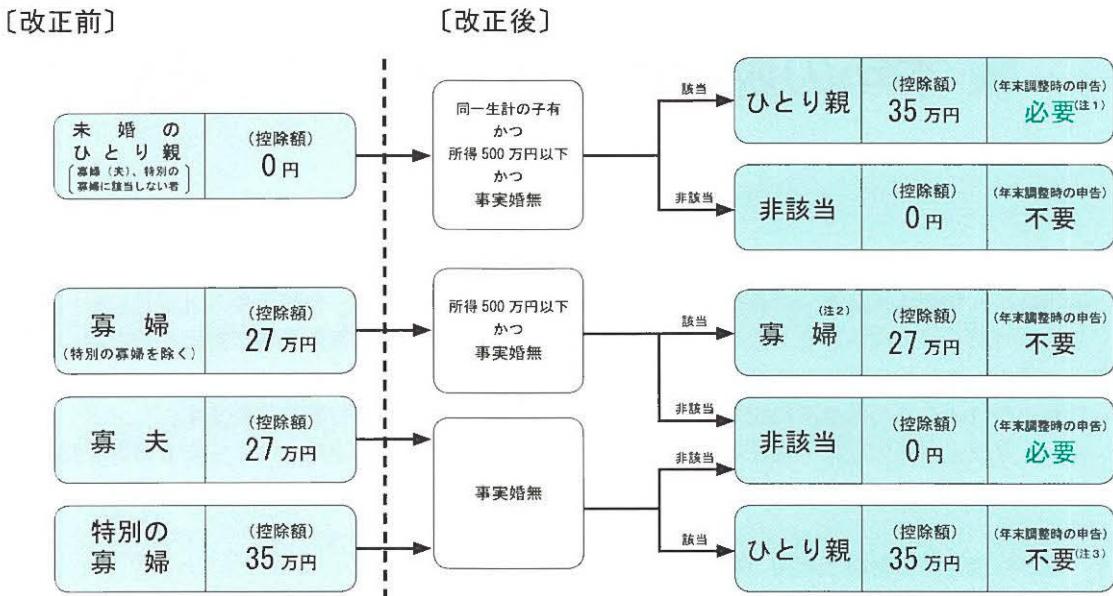
ロ 上記(1)イ③の要件が追加されました。

また、寡婦控除の特例を廃止することとされました。

本年の源泉徴収等に関する改正点

改正点

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】



〔改正後〕の「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている方は、令和2年分の年末調整の際にその異動内容について申告する必要がありますので、令和2年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等申告書」といいます。）を、給与等の支払者に提出してください。

- (注) 1 国税庁ホームページに掲載している「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」には「ひとり親」欄は設けられておりませんので、「寡婦」「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法により申告してください。
- 2 改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当する方が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その者と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」（控除額：35万円）に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。
- 3 改正前の「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する方が、上記適用判定の結果、「ひとり親」に該当する場合、令和2年分の年末調整では、「ひとり親」に該当する旨を申告する必要はありませんが「ひとり親控除」が適用されます。

2 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用について、次の措置が講じられました。

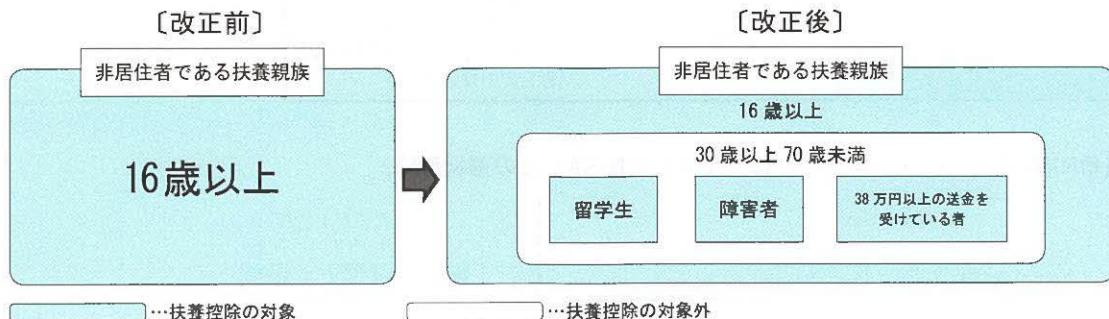
この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外されました。
- イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ロ 障害者
- ハ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
- (2) 給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)イに掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受ける

居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)イに掲げる者に該当する旨を証する書類^(注)及び親族関係書類を提出等しなければならないこととされたほか、扶養控除等申告書等の記載事項について所要の整備が行われました。

- (注) 「上記(1)イに掲げる者に該当する旨を証する書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その非居住者である扶養親族が留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます（以下「留学ビザ等相当書類」といいます。）。
- (3) 給与等の年末調整において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)ハに掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類^(注)を提出等しなければならないこととされました。
- (注) 「上記(1)ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類」とは、現行の送金関係書類であって、その居住者から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます（以下「38万円以上の送金関係書類」といいます。）。

【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】



【非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合の源泉徴収事務における確認書類】

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領する時	—	年末調整を行う時

(注) 扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

3 新NISAの創設

少額投資非課税制度（NISA）について、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（一般NISA）の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新NISA）が創設され、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）と選択して適用できることとされました。

本年の源泉徴収等に関する改正点

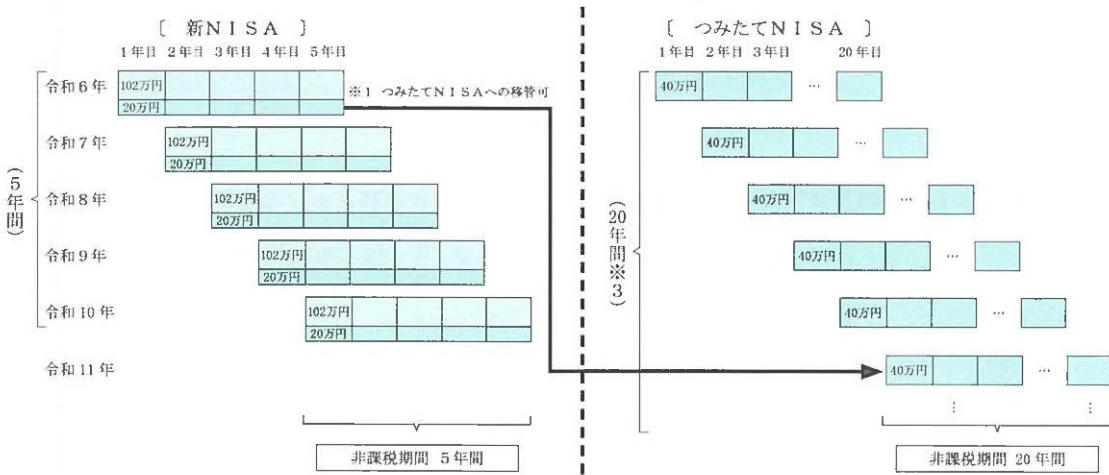
この改正は、令和6年1月1日以後に設定された特定累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託及び特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等について適用されます。

改正点

【新NISAとつみたてNISAの対比】

	新NISA		つみたてNISA
	特定累積投資勘定	特定非課税管理勘定	累積投資勘定
年間の投資上限額	20万円	102万円	40万円
非課税期間	5年間		20年間
口座開設可能期間	令和6年(2024年)～令和10年(2028年)		平成30年(2018年)～令和24年(2042年)
投資対象商品	つみたてNISAと同様	一定の上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の上場等株式投資信託
投資方法	つみたてNISAと同様	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
その他	特定累積投資勘定に受け入れた上場等株式投資信託の受益権については、非課税期間終了後に取得価額で「つみたてNISA」に移管可能（※1）	特定非課税管理勘定で投資を行うためには、原則、特定累積投資勘定での投資が必要とされるが、既に非課税口座を有する者など投資に関する一定の知識・経験を有する者が特定非課税管理勘定で上場株式のみに投資を行う場合は、特定累積投資勘定での投資は不要	—

【新NISAのイメージ（年分ごとに「つみたてNISA」との選択可）】



※2 現行の一般NISAから移管可

※3 同時に開設可能な最大年数

4 その他のNISAの見直し

上記③の改正のほか、少額投資非課税制度（NISA）について、次の措置が講じられました。

- (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間について、令和24年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）5年延長されました。

(2) 金融商品取引業者等の営業所に新たに非課税口座を開設しようとする場合の手続について、非課

給与の税額計算で月額表等を使用する場合の「扶養親族等の数」の求め方の例示

凡例

- …所得者
- 扶 …控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の人)
- 配 …源泉控除対象配偶者(老人控除対象配偶者を含みます。)
- △ …障害者(特別障害者を含みます。)
- 学 …勤労学生
- 扶 …源泉控除対象配偶者以外の配偶者
- 扶 …年少扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳未満の人)
(注) 扶養親族等の数には加算しません。
- 同障 …同居特別障害者

設 例	■	■ 配	■ 扶	■ 配 扶	■ 配 扶 ■ 扶	■ 配 扶 扶	■ 配 扶 扶 ■ 扶
	■ 扶	■	■ 扶	■ 配 扶 ■ 扶	■ 扶 ■ 扶 ■ 扶 ■ 扶	■ 配 扶 扶 ■ 扶 ■ 扶	■ 配 扶 扶 ■ 扶 ■ 扶 ■ 扶
扶 養 親 族 等 の 親 数	人	人	人	人	人	人	人
	0	1	2	3	4	4	5

〈参考〉 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	48万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	48万円超 95万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	95万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

（注）1 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

2 所得額調整控除が適用される場合は、括弧内の各金額に15万円を加えてください。また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合も括弧内の各金額とは異なります。

参
考

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額			甲										乙	
			扶養親族等の数											
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	人	人		
以	上	未	滿	税										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額の 3.063% に相当する金額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	0	0	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	0	0	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	0	0	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	0	0	0	11,100	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

第1部 年末調整の仕方

◆ 第1 年末調整に当たっての心得 ◆

1 年末調整を行う理由

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を正当な年税額に一致させるための手続で、給与の支払者にとっては欠くことのできない重要な事務となっています。

本年も、令和2年分の給与所得についての年末調整を行う時期が目前にせまっています。

年末調整というのは、ご承知のとおり、会社や商店などの給与の支払者が、給与の支払を受ける人の各人ごとに、この1年間にわたって月々(日々)の給与の支払の際その給与について源泉徴収してきた税額を、正当な年税額に一致させるための年末における税務上の精算手続をいいます。そして、この手続は、給与の支払者にとっては、月々(日々)に支払う給与について行っている平常の源泉徴収手続とともに、欠くことができない重要な事務となっています。

給与の支払者にしてみれば、毎月(日)給与を支払うたびに、かなり面倒な手数をかけて所定の所得税を源泉徴収しているのに、なぜその上に年末調整を行わなければならないのか、という疑問をいだかれると思いますが、それは次のような理由からです。

もともと、所得税は、毎年1月1日から12月31までの暦年を単位として課税される税金ですから、その年の所得の金額が確定した後に、所得者自身がその年1年間における所得の合計額を基にして税額を計算し、所轄の税務署に申告して納税するのが建前となっています。しかし、そのような建前とは別に、給料や賃金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者が、月々(日々)の給与を支払うたびに所定の源泉徴収税額表によって1年分の所得税額の一部ずつを徴収して納税する仕組みになっています。この月々(日々)源泉徴収してきた税額は月々(日々)の給与について徴収すべき税額として正当なものでも、1年間の給与の総額について課税される本来の正当な年税額に対しては一種の概算納税額にすぎないものですし、また、月々(日々)の源泉徴収の際には、生命保険料や地震保険料などの控除をしていないこともあります。

て、本年中において月々(日々)源泉徴収してきた税額の合計額と、この1年間の給与総額について課税される本来の正当な年税額とは、次の図表のように一致しないのが普通です。

①本年1年間の月々(日々) の源泉徴収税額の合計額	②正当な年税額	差額(徴収不足分) (②-①)
①本年1年間の月々(日々) の源泉徴収税額の合計額	②正当な年税額	差額(徴収超過分) (①-②)

この不一致の原因としては、前述のように毎月の源泉徴収税額が概算納付額であることや各種保険料の控除等があげられますが、その具体的な内容を要因別に整理すると、次表のようになります。

要因	具体的な内容
社会保険料控除等を正しく行うため	月額表や日額表などの源泉徴収税額表は、税額が求めやすいように給与などから月々差し引かれるところの社会保険料や小規模企業共済等掛金についての控除を給与所得控除を適用する前に行っていますが、年末調整では、税法に定められた順序に従って給与所得控除後の給与等の金額から社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除を行うこととしており、このために生ずる過納額を精算することになります。
概算で徴収した賞与の税額を是正するため	賞与などに対する源泉所得税額は、その計算の基礎をその賞与などが支払われる前月中の普通給与の金額においていますので、たまたま前月の普通給与が少なかった場合に年税額を計算したときには不足額が生じますし、逆の場合には過納額が生じます。また、賞与に対する源泉所得税額は、1年間に普通給与の金額の5か月分に相当する金額の賞与が支給されるものとして計算して求めた割合を乗じて算出された税額ですから、普通給与の金額の5か月分を超える賞与が支給されたような場合には、年税額を計算したときに不足額が生じ、逆に5か月分未満である場合には過納額が生じますから、これらの過不足額を精算することになります。
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を正しく控除するため	源泉徴収税額表は、源泉控除対象配偶者に該当する場合に38万円の配偶者控除又は配偶者特別控除を控除する仕組みとなっていますが、源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者で一定の要件に該当する配偶者については、控除不足となっておりその不足額を精算することになります。
特例による扶養控除額等を正しく控除するため	一般的の配偶者控除又は扶養控除に代えて適用される「老人控除対象配偶者」、「特定扶養親族」又は「老人扶養親族(同居の老親等に係る扶養控除の特例が適用される老人扶養親族を含みます。)」については、特例により控除額が割増しされていますが、月々の給与に対する税額の計算の際に使用する月額表は、通常の控除額38万円であるものとして作成されており、このために特例による割増控除額と通常の控除額との差額が一般に控除不足となっています。 年税額の計算に当たっては、これらの控除を正しい特例による控除額によって控除することとし、これによって生ずる過納額や不足額を精算することになります。
障害者等の控除額を正しく控除するため	障害者、同居特別障害者、寡婦、ひとり親(令和2年分までの税額表の適用は寡夫)又は勤労学生の控除額は、一般的の扶養控除額とは異なった額になっていますが、月々の給与に対する税額の計算の際には、これらに該当するごとに扶養親族が1人いるものとして月額表や日額表を適用するため、一般に正規の額に比し过大に控除していることになります。年税額の計算に当たっては、これらの控除を正しい控除額によって控除することとし、これによって生ずる不足額や過納額を精算することになります。

要 因	具 体 的 内 容
扶養親族等の数の異動による調整を行うため	障害者（特別障害者及び同居特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親（令和2年分までの税額表の適用は寡夫）、勤労学生、源泉控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）又は控除対象扶養親族（特定扶養親族、同居老親等及び同居老親等以外の老人扶養親族を含みます。）に該当するかどうかは、月々の源泉徴収を行うときには、その給与等を支払う時の現況によって判定して控除していますが、本来、所得税法では、これらはすべてその年の12月31日の現況（死亡した者については、死亡時の現況）によって判定した上で1年分の控除が認められることとなっていますから、年の中途でこれらに異動があったときには過納額や不足額が生ずることとなり、これらの過不足額を精算することになります。
生命保険料控除を行うため	社会保険料のうちの国民健康保険の保険料や保険税及び国民年金の保険料や掛金、小規模企業共済等掛金のうち小規模企業共済の共済契約に基づく掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金など、生命保険料及び地震保険料等の控除額並びに給与所得者の住宅借入金等特別控除の年末調整控除額は、月々の給与について源泉徴収するときには控除しないで年末調整によって控除することとなっており、これによって生ずる過納額を精算することになります。

そこで、上記表のような不一致を修正しなければならないことになりますが、その修正の手段として「年末調整」という手続が必要となるわけです。

この不一致は、給与の支払を受ける人が自分で所轄の税務署に対し所得税の確定申告書を提出して精算すればよいわけですが、全国に何千人もいる給与の支払を受ける人のすべてが確定申告書を提出することは、給与の支払を受ける人の側にとっても、税務署の側にとっても大変な手数となります。また、給与の支払を受ける人の大部分は、通常、一か所の支払者からの給与のほかには所得がないか、あってもわずかな額の所得しかないのが普通ですから、給与の支払を受ける人がいちいち確定申告書を提出して精算するよりも、月々（日々）の給与について源泉徴収を行っている給与の支払者が、その源泉徴収事務の延長として、年間の給与の総額に対する正当な年税額を計算し、その正当な年税額とその年中において月々（日々）源泉徴収してきた税額の合計額との差額を還付したり徴収したりして精算した方が、より正確な納税を期待できるともいえます。このような見地から、給与の支払者は、その年最後の給与の支払をする際に、年末調整によってその差額の精算を行わなければならないとされているのです（法190）。

給与と同じように支払の際に所得税を源泉徴収することになっている配当や特定の報酬、料金などについては年末調整という手続がなく、給与だけにあるというのも、以上のような理由があるからです。

給与のほかにも所得がある人や給与の総額が高額である人などで、税務署に対し所得税の確定申告書を提出しなければならないとされている一部の特定の人を除いて、給与の支払を受ける人のほとんどは、給与の支払者が年末調整を行うことによってその年分の所得税の納税が完了することになるですから、あらためて税務署に対し確定申告書を提出する必要がないことになります。また、給与の支払者は、年末調整を終えることによってその年分の源泉徴収事務のしめくくりをつけることになります。

2 年末調整の実施時期

年末調整は、通常12月中に行います。

したがって、年末調整は、一般的にいえば12月中に行うことになります。12月中に普通の給与と賞与とをそれぞれ別の日に支払う場合のように、12月中に2回以上にわたって給与の支払をする場合には、そのうちの最後の給与の支払をする時に行うことになります。

ただし、12月中の給与の支払が、まず賞与を支払い、その後、別の日に普通の給与を支払うという順序で行われる場合には、その賞与を本年最後の給与とみて、その賞与を支払う時に年末調整を行ってもよいという実務上の取扱いが認められています（基通190-6）。

税法上でも、このように普通の給与よりも先に賞与を支払う場合に、賞与から通常の計算方法によって計算されるその賞与に対する税額だけを徴収したのでは、その後普通の給与を支払う時において行う年末調整で不足額が生ずると見込まれるときは、その賞与から通常の計算方法によって計算されるその賞与に対する税額のほかに、その賞与を支払う時において年末調整を行ったとした場合に生ずると見込まれる不足額をも、その賞与に対する税額としてあらかじめ徴収することができる旨の規定が設けられています（法186③）。

（注）上記の税法の規定（法186③）は、賞与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行う場合には、場合によっては12月分の普通の給与の手取額が、他の月の普通の給与の手取額よりも著しく減少するような事態が生ずることもあるので、このような事態が生じないようにするためにとられている措置です。したがって、その内容も年末調整による不足額と見込まれる税額とその賞与についての本来の税額との合計額を賞与の税額として徴収することができることにしているにすぎません。

これに対し、上記の取扱い（基通190-6）では、賞与を本年最後の給与とみて年末調整を行うことを認めていますので、それによって年末調整による不足額の徴収を行うことはもちろん、過納額の還付も行うことができるになります。

ところで、賞与を本年最後の給与とみて年末調整を行う上記の取扱い（基通190-6）は、もともと、賞与から徴収する税額が、一般的にいって普通の給与に対する税額よりも高額になるため、賞与を支払ったのち普通の給与を支払う時に年末調整を行うことにしますと、年末調整による過納額が多額となって、年内に還付することができないような事態が生じるので、そのようなことにならないようにするためにとられている措置ですが、12月中に徴収した税額を翌年1月10日の納期限まで預かっている一般の会社などでは、年末調整による過納額を年内に還付することができないということはまず起りませんから、必ずしも先に支払う賞与で年末調整を行う必要はないものと思われます。このような措置を必要とするのは、給与の支払と同時に源泉徴収した税額を納めることとなっている官公庁などに限られるものと思われます。

ただ、一般的な会社などであっても、普通の給与に比し著しく多額の賞与を支払うところでは、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」は、賞与が普通の給与の5か月分支払われるものとして作られており、しかも、賞与に対する税額は、前月の普通の給与をベースにして求めた算出率によって計算することとなっているため、賞与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行うことになりますと、賞与に対する税額の不足額が年末調整による不足額として普通の給与にくいこ

み、それだけ普通の給与の手取額が減少することになりますので、このようなところでは、賞与を支払う時に年末調整を行うことが望ましいのではないかと思われます。

年末調整は、上述のように本年最後の給与の支払をする時において行いますが、この「本年最後の給与の支払をする時」とは、給与の支払者を基準としてみるのではなく、給与の支払を受ける人の一人一人を基準としてみることとなっています。そこで、次のような人については、一般の在籍者に対する年末調整とは別に、それぞれ次の時に年末調整を行うことになります（基通190-1）。

特別な時に年末調整を要する人	年末調整を行う時
① 本年中途で死亡により退職した人	死亡の時
② 本年中途で出国して非居住者となった人 例えば、本年中途で海外支店に勤務するため出国した人のように、本年中途で非居住者（日本国内に住所も1年以上の居所もない人）となつた人が、これに該当します。	出国の時
③ 本年中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみても本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けることがない人	退職の時
④ 12月中に支払日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
⑤ 11月以前に本年最後の給与の支払を受ける人（本年中途で退職した人で年末調整の対象とならない人は、除かれます。）	本年最後の給与を支払う時
⑥ 年の中途で退職したパートタイマーなどのうち、その年中の給与の総額が103万円以下で、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	退職の時

3 年末調整の対象となる人とならない人

(1) 年末調整の対象となる人

年末調整は、「扶養控除等申告書」を提出している人で、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額（本年中途で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与を含めた総額）が2,000万円以下である人について行います（法190）。

（注）このように年末調整の対象となる人を「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出者に限定しているのは、この申告書は主たる給与の支払者に限って提出することができることとされ、この申告書の提出がない人は他に主たる給与の支払を受けていると考えられること、また、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人の場合にはそのほとんどの人が、給与のほかにも他の所得があるか、又は他の支払者から給与の支払を受けていることによって毎年税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、それによって源泉徴収された税額の精算を行っているのが通例ですので、このような人についてまでも確定申告に代わる役割をもつ年末調整を行うことは、いたずらに二重の手数をかけるだけで、実益がないと判断されるからです。

なお、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人は、たとえ給与のほかに他の所得が全くない場合であっても、確定申告書を提出しなければならないことになっていますから注意してください（法120）。

上述のように年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行いますが、この場合、この申告書がいつ提出されたかは問いません。したがって、年末調整の対象となる人とは、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人のうち、次のような人をいうことになります(法190、基通190-1)。

年末調整の対象となる人		説明	
十二月中に年末調整をする人	① 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、年初から「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 「申告書出」	12月
	② 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、本年中途で「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 「申告書」の提出なし 9月 「申告書出」	12月
	③ 本年中途で就職し年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 1 学校卒業と同時に就職した人	1月 在学中 4月 就職 「申告書出」	12月
	2 本年中途で就職した人 イ 前職のない人	1月 無職 5月 就職 「申告書出」	12月
	ロ 前職のある人	1月 他社 5月 退職 「申告書出」	7月 自社 12月 再就職 「申告書出」
④ 日額表の丙欄で所得税を源泉徴収していた人(いわゆる丙欄適用者であった人)で、雇用期間の延長により本年中途で丙欄適用者でないことになり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、日雇の労働者やアルバイトなどとして勤務していた人のうち、雇用期間の延長又は再雇用により継続して2か月を超えて勤務することになったため、本年中途で丙欄適用者でないことになった人で、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	3月 申告書提出不要 丙適用欄者	4月 雇用延長 「申告書出」	12月
	⑤ 本年中途で居住者となり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、本年中途で外国支店から本店勤務となって帰国した人のように、本年中途で居住者(日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上の居所を有する人)となった人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	1月 非居住者 7月 帰国 「申告書出」	12月 居住者

対象となる人

年末調整の対象となる人		説明	
特別な時に年末調整を要する人	⑥ 本年中途で死亡により退職した人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 [提出 申告書 書出]	9月 死亡退職
	⑦ 本年中途で出国して非居住者となった人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 居住者 [提出 申告書 書出]	5月 非居住者 12月 出国
	⑧ 本年中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けることがない人で、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 [提出 申告書 書出]	10月 障害退職
	⑨ 12月中に支給日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 [提出 申告書 書出]	12月 1日 25日 支給日 退職
	⑩ 本年中途で退職したパートタイマーなどのうち、その年中の給与の総額が103万円以下で「扶養控除等申告書」を提出し、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	1月 [提出 申告書 書出]	11月 退職
(注) 上記の①から⑩までに掲げる人の年末調整の対象となる給与の範囲については、第2の2の「本年分の給与の金額と徴収税額の集計」の項（153ページ）で説明していますから、それを参照してください。			

(2) 年末調整の対象とならない人

年末調整は、「扶養控除等申告書」を提出していない人や「扶養控除等申告書」を提出していても本年中の給与の総額が2,000万円を超える人などについては行ってはなりません。

(1)で説明したように、年末調整の対象となる人は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人に限られていますので、年末調整の対象とならない人とは、簡単にいえば、そのような人に該当しない人といえますが、もっと具体的にいえば、年末調整の対象とならない人の範囲は、次のようにになります。したがって、次のような人に支払う給与については、年末調整を行ってはならないことになりますから、本年最後に支払う給与についても、月々(日々)の所定の源泉徴収の方法で所得税を源泉徴収することになります。

年末調整の対象とならない人	説明
<p>① 本年最後の給与の支払をする時までに「扶養控除等申告書」を提出していない人</p> <p>※ 次に掲げる人が、これに該当します。</p> <p>イ 2か所以上の支払者から給与の支払を受けているため、「扶養控除等申告書」を他の給与の支払者に提出している人（乙欄適用者）</p> <p>ロ 継続して同一の給与の支払者に雇われ、しかも、1か所の支払者だけから給与の支払を受けているにもかかわらず、「扶養控除等申告書」の提出を忘れている人（乙欄適用者）</p>	<p>この人については、「扶養控除等申告書」を提出していない理由のいかんを問わず、年末調整を行ってはならないことになっています。</p> <p>しかし、これに該当する人のうち、左欄の口の「扶養控除等申告書」の提出を忘れている人については、前にも説明したように、年末調整は本年最後の給与の支払をする時において「扶養控除等申告書」を提出している人について行うことになっており、この申告書がいつ提出されたかどうかは問わないことになっていますし、また、この人は本来この申告書を提出できるにもかかわらずその提出を忘れているだけですから、本年最後の給与の支払をする時に合うようにこの申告書を提出すれば、それによって年末調整を行うことができます。</p> <p>なお、「扶養控除等申告書」は、その名称から控除対象扶養親族などの控除を受けようとする人だけが提出するものであると考えられがちですが、独身者などで控除する控除対象扶養親族などがない人でも提出しなければならないものですから、注意してください。</p>
<p>② 本年最後の給与の支払をする時までに「扶養控除等申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額（本年中途で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与をも含めた総額）が2,000万円を超える人</p>	<p>この人については、たとえ給与のほかに他の所得が全くない場合でも、その人が自分で自分の住所地を管轄する税務署に対し所得税の確定申告書を提出しなければならないことになっています。</p> <p>なお、この人の給与について源泉徴収した税額は、すべて確定申告を通じて精算されることになります。</p>
<p>③ 丙欄適用者</p> <p>※ 現に日額表の丙欄を適用して所得税を源泉徴収している日雇の労働者やアルバイトなどが、これに該当します。</p>	<p>この人については、もともと「扶養控除等申告書」を提出する必要がないことになっていますので、年末調整を行ってはならないことになっています。なお、その賃金に対する源泉徴収税額は、その人の実際の就労日数や扶養親族などの有無に関係なく、あらかじめ1か月の就労日数を22日とし、また、その扶養親族などは控除対象配偶者のほかに控除対象扶養親族が2人いるものとして定められています。丙欄適用者は、特別の取扱いが認められる場合のほかは、もともと同一の給与の支払者から継続して2か月を超えない期間内に支払を受ける給与について丙欄適用者となることができるのであって、雇用期間の延長又は再雇用により、継続して2か月を超えて雇用されることになった場合には、その2か月を超えて支払を受ける給与については、丙欄適用者となることはできないことになっていますから、これに該当する人が、その2か月を超えて支払を受ける給与について「扶養控除等申告書」を提出しているときは、前に説明したように、年末調整を行うことになります。</p>
<p>④ 被災給与所得者</p> <p>※ 災害によって被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年中の給与に対する源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けている人が、これに該当します。</p>	<p>この人については、たとえ「扶養控除等申告書」の提出がある場合であっても、その人が自分で自分の住所地を管轄する税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、徴収猶予や還付を受けた税額の精算をしなければならないことになっていますので、年末調整を行ってはならないことになっています。</p> <p>なお、災害を受けたことによって源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けている人は、既に給与の支払者を通じて災害を受け</p>

〈編 者〉

岡本 勝秀

2年版

はじめての人にもよくわかる

年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務 令和2年10月20日 2年版発行

版権所有



日本法令®

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

(営業) TEL 03-6858-6967

編 著者 岡 本 勝 秀

(通販) TEL 03-6858-6966

発 行者 青 木 健 次

(編集) FAX 03-6858-6957

編 集者 岩 倉 春 光

印刷・製本 日本制作センター

Eメール syuppan@horei.co.jp

Eメール book.order@horei.co.jp

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りください。お取替えいたします。

・**JCOPY**（出版者著作権管理機構 委託出版物）

本書の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められません。

© K. Okamoto 2020. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-74662-2